

身体拘束適正化のための指針

2024年6月1日 制定

医療法人社団養寿園 春日病院

I 理念と概念

身体拘束とは、医療上、患者様の身体生命維持や保護のために欠くことのできない場合においてのみ、必要最小限の範囲で行われるべきものであり、その適用には慎重であらねばならない。なぜならば、身体拘束が医療を目的に担うものであるとしても、患者様の人権を著しく損なうか、損なう恐れが生じるからである。したがって、行動制限を行わない医療が理想である。

(1) 身体拘束についての指針

厚生省令「身体拘束の禁止規定」によって規制された介護保険下の医療・福祉・介護施設だけでなく、医療現場においてもできるだけ拘束しない方向ケアを行う。しかし、一時的にせん妄、不穏患者様の安全を守るために必要な抑制、安全带としての抑制を行う。また、患者様を全人的にとらえて、家族との関係を十分に配慮しながら遂行しなければならない。基本方針として、当院の理念に従い、患者様の権利及び保護を優先とする。

(2) 基本方針

- ①患者様の安全を守るためやむを得ず抑制をする場合
→家族への説明と同意を得られたうえで施行する。
- ②治療効果を上げるためにやむを得ず拘束する場合
→患者様の精神的・身体的苦痛を取り除く工夫に心がけ、観察を強化する。

II 身体拘束の目的と適応基準

(1) 身体生命維持のため

- ①治療上必要なチューブ・ドレーン類の自己抜去が予測される場合。
- ②人工呼吸器装着中、事故抜管の可能性がある場合。
- ③認知症や意識障害、せん妄、一時的な混乱状態などにより必要な治療・検査が行えない場合。

(2) 身体の安全のため

- ①患者様自身が安全を保持する判断能力を一時的もしくは恒久的に失っていることにより、転倒転落骨折・外傷などの状況発生する可能性が予測される場合。
- ②離院・離棟の可能性が予測される場合。

III 身体拘束の実施基準

(1) 記録

- ①身体拘束状況における日々の心身の状態を観察し記録する。
- ②身体拘束の時間は明確に記載すること。
- ③早期解除のために、身体拘束の必要性の有無をカンファレンス等で検討する。
- ④記録内容はスタッフ間・家族等関係者間で情報を共有する。
- ⑤身体拘束の開始・終了の記録は常に行う。

⑥身体拘束の必要な状況が解消した場合、速やかに解除しその状況を記録する。

(2) 薬剤による抑制

①薬剤抑制・鎮静以外の看護介入を試みたことを記録する。

②薬剤の副作用などの徴候や症状を詳細にアセスメントする。

③薬剤による抑制を実施する理由、考えられる副作用や使用計画も記載。

④患者様の行動に基づいて一定間隔で薬剤の減少や抑制の中止などを検討する。

IV身体抑制解除のための取り組み

(1) 身体的拘束最小化チームの設置

医療安全管理委員会をチームとし各部署安全委員会と共に実施状況を把握する。

①身体拘束解除に向けて、組織的に対応すること。

②病院職員共通の意識を持ち対応すること。

③身体拘束をしないために、原因・誘因の除去に努力する。

④代替策を常に検討していく。